

本資料のうち、枠囲みの内容は  
営業秘密又は防護上の観点から  
公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-089 改3
提出年月日	平成30年9月27日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 工事計画審査資料

その他発電用原子炉の附属施設のうち

緊急時対策所

(本文)

## 1 緊急時対策所

## (1) 緊急時対策所機能

変更前	変更後
—	<p>緊急時対策所（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））は，以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 居住性の確保に関する機能 <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「原子炉冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合において，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ，必要な期間にわたり滞在できるものとする。また，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等時において，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い，緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用）の機能とあいまって，居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100 mSv を超えないものとする。また，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう，放射線量を監視，測定する放射線管理施設のうち緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管することができるものとする。</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるものとする。</p> </li> <li>2. 情報の把握に関する機能 <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確，かつ速やかに把握できるとともに，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう，必要なパラメータ等を収集し，緊急時対策所内で表示できるものとする。</p> </li> <li>3. 通信連絡に関する機能 <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，発電所内の関係要員に指示や発電所外関連箇所との通信連絡等，発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p> </li> </ol>

表1 緊急時対策所の主要設備リスト

		変 更 前						変 更 後					
設備区分	系統名	機器区分	名 称	設計基準対象施設 *1		重大事故等対処設備 *1		名 称	設計基準対象施設 *1		重大事故等対処設備 *1		
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス	
緊急時対策所機能	—	—		—				緊急時対策所機能（東海，東海第二発電所共用）*2	—	—	—	—	

注記 \*1：表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5 原子炉本体の基本設計方針，適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

注記 \*2：設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する。